

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案について（概要）

1. 概 要

- ・国において、都市緑地法等の一部を改正する法律が平成 29 年 5 月 12 日に公布され、平成 29 年 6 月 15 日に施行されました。
- ・今回の法改正のうち、都市公園法に係る改正が、都市計画課で所管している「滋賀県都市公園条例」に関連しており、法の条項の移動に伴い条例を改正するものです。

2. 改正内容

- ・今回の都市公園法の改正において、「民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設」に関する条文が、「第 5 条の 2」から「第 5 条の 9」に追加されています。
- ・このため、改正前の「第 5 条の 2」および「第 5 条の 3」が「第 5 条の 10」および「第 5 条の 11」に改正されたことから、条例における法の根拠規定を改正するものです。
- ・この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）による都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 都市公園法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（第 16 条関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 80 号

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 20 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県都市公園条例の一部を改正する条例

滋賀県都市公園条例（昭和 53 年滋賀県条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条中「第 5 条の 3」を「第 5 条の 11」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県都市公園条例新旧対照表

旧	新
第1条～第15条 省略 第16条 法第5条の3の規定により知事に代つてその権限を行う者は、前条の規定の適用については、知事とみなす。	第1条～第15条 省略 第16条 法第5条の11の規定により知事に代つてその権限を行う者は、前条の規定の適用については、知事とみなす。